周辺財産（移転補償跡地）の個人・企業等に対する有償使用許可のご案内

防衛省東海防衛支局では、岐阜飛行場周辺における周辺財産（移転補償跡地）において、土地の有効活用を図る観点から、買い入れた土地の行政目的を妨げない範囲で、地方公共団体等への公共的な目的による使用許可のほか、新たに個人、企業等に対しても、一定の条件の下、有償での使用許可を行っております。



○　使用許可の前提条件
- 居住の目的では利用できません。
- 原状回復が容易な利用に限ります。（プレハブ・舗装・簡易な工作物等の設置は可能です。）
- 利用の方法としては、駐車場、車両置き場、家庭菜園、物置等の設置、資材置き場などが考えられます。
- 利用の申し出があった場合は、内容を審査した上、公平性・透明性を確保するため、公募を行います。
- 使用許可期間は、原則として5年以内です。
 （国側において当該土地の利用需要が発生しない場合、原則として一度に限り更新が可能。更新後の使用期間満了後も引き続き要望がある場合は、期間満了時に再度、公募を行います。）



○　詳しくは、【岐阜飛行場周辺における国有地（防衛省所管）の使用を希望される方へ】を参照願います。

※（参考）　岐阜飛行場周辺の周辺財産の概略図
岐阜飛行場周辺の周辺財産の詳細図（基地東側・基地西側）
利用手続きの流れと注意点

